

## 論 説

# わが国の中小企業者向けEMS諸制度の 概要と審査制度の課題

大 橋 慶 士

### はじめに

地球温暖化は京都議定書が締結された後にも悪化の一途をたどっており、気象変動枠組条約の試算によれば21世紀末の平均気温の上昇は2°Cと推計されている。今世紀に入り世界的な異常気象が続き温暖化の影響はますます深刻な事態をきたしている。われわれは人類の英知を結集し、これを解決すべき技術の開発を行っているが、しかし今のところ技術のみで解決する方策は見つかっていない。温暖化はわれわれ人類の経済社会活動そのものに由来しており、この経済社会システムを環境配慮型に転換しなければならないことはリオにおける地球サミット以来強く叫ばれてきたことである。地球サミットにおいて企業が環境経営に取り組むツールとしてのEMSの有効性が認識され、ISOは世界標準として14001の付番をもつEMS規格を作り、認証・登録制度としてスタートさせた。

わが国ではこの認証取得についてはすでに大手企業が終わり、今後は中小企業が中心となっているが、その増加の伸びは、人材面、コスト面等の負担が重くのしかかり減少傾向にあるといわれている<sup>1</sup>。しかしながら一方サプライチェーンのグリーン化が進んでおりEMS認証取得が大手企業の取引条件となっている。あるいは自治体の入札条件や国の産業廃棄物処理業者の優良性の評価制度に伴って中小企業のEMS認証取得が半ば義務付けられてきている。すなわち日本においては国・地方自治体による「公」と取引先大手企業の「民」による2つの大きな流れによる中小企業向けのEMS制度の波が押し寄せている<sup>2</sup>。

このため中小企業にとってEMSの「システムが軽い」認証制度が注目され普及する兆しが現れている。後述するようにわが国には現在3つの中小企業向けEMS制度が存在している。特に昨今の状況からいえば、環境省の策定した「環境活動評価プログラム」を基にしたEMS認証制度すなわちエコアクション21であり、自治体イニシアティブ、大手企業の関連企業グリーン化プログラムへの参加あるいは産業廃棄物処理業者の優良性の評価制度導入に伴い中小企業の認証取得が飛躍的に増加し加速傾向にある。

本稿の目的は、まずわが国における中小企業向けEMS諸制度（以降簡易型EMS制度という）を概括し、限定的であるがそれらの認証・登録手順、審査人の資格要件などを比較し、を通して簡易型EMS制度の課題を検討することである。すなわち簡易型EMS制度が有効に機能する方途を見出すことができれば、地球温暖化に対する解決への多大な貢献につながると考えられるからである。

## 1. わが国のEMS認証登録諸制度の現況

ISO14001の認証制度がスタートしてからすでに約11年が経過した。この認証取得件数では日本は世界でもトップの座を占めている<sup>3</sup>。しかしISO認証取得による効果は川上、川下のサプライチェーンを含めた企業群等のEMSに対する取り組みがあってこそ最大限に達成されうるものである。近年メーカーを中心としその資材・部品調達等また廃棄物の処理請負に対する下請企業にEMSを求める傾向が増しつつある。さらには公共工事の入札条件の一部として環境経営を求める自治体や廃棄物の優良事業者制度の要件にエコアクション21が要求されるようになってきている。

EMSに対する認証・登録制度の代表的なものは国際標準としてのISO14001であるが、この制度は日本のみならず海外でも中小企業では広がりを見せていないといわれている<sup>4</sup>。その要因はISO14001の要求するスペックを満たしたEMSを構築することが、中小企業にとって人材面や認証取得とその後の継続コストの面から相当の負担となることがあげられる。英国ではすでに中小企業向けのEMS規格としてのBS8555：2003が制定<sup>5</sup>されEMS構築に段階的に取り組むことで完全なEMS構築を行うことのできるガイドラインが示された。またこの英国規格を基にISOは2009年を目途にISO14005（EMSの段階的運用ガイドライン<sup>6</sup>）を発行する予定である。ここにきてにわかには簡易型EMSが着目され世界的にも展開されつつある<sup>7</sup>。

わが国における簡易型EMS制度にはこれまでのところKES、エコステージおよびエコアクション21の3つが存在する。そのほかグリーン経営認証制度<sup>8</sup>があるが、運輸事業者向けの制度である。以下ではこれら3つのEMS制度を概括してみる。

### (1) KES

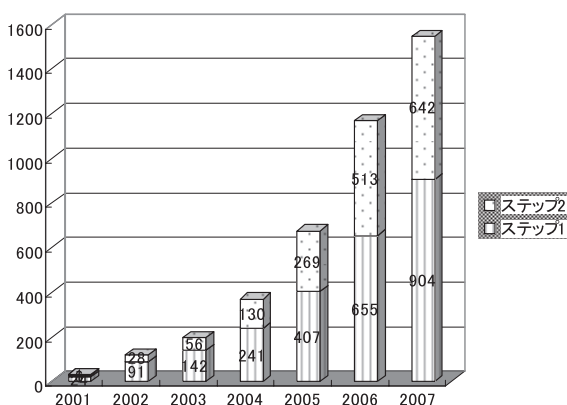
KESは「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム<sup>9</sup>」が2001年4月に策定した認証・登録制度としてのEMS規格である。同フォーラムではEMSを企業の環境改善活動の有効な手法と位置づけ、企業のほとんどを占めEMSの導入に対するノウハウに乏しくかつコスト負担面で困難な中小企業<sup>10</sup>にEMSを普及させる目的で、分かりやすくかつ安価なEMS規格であるKESの策定を行った。

当初は同フォーラムのKES認証事業部として「京都環境マネジメントシステム・スタンダード」を策定したが、翌年2002年5月には審査登録100件達成記念に伴い同規格を「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」に変更している。また2007年4月には特定非営利活動法人KES環

境機構<sup>11</sup>を発足させ、現在この機構が法人として「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証・登録制度の運営を引き継いでいる<sup>12</sup>。

KESは京都という特定地域での地域型EMS認証・登録制度として発足したが、2003年5月よりKES環境機構以外の地域外のKES協働機関との相互承認による認証登録がスタートしており、現在全国的な制度として展開されている<sup>13</sup>。2007年8月末現在の登録件数は1,714件となっており、その件数は後述するエコアクション21と現在ほぼ同数に達している。制度スタートからの趨勢は下記の図表<sup>14</sup>の通りでその登録件数は年々増加傾向にある。

図表1 KES認証・登録累積件数の推移（2007年8月末現在）



出所：KES環境機構ホームページのデータより筆者が作成

KESの特徴はBS8555：2003やISO14005と同様EMSの取り組みを段階的に行うことである。ステップ1は環境問題に取り組み始めた段階であり、環境保全活動になじむことを目的としている。具体的には環境宣言を定め、実行計画を策定する作業である。ステップ2は環境保全を進めるためにEMSを項目別に作成し実行する段階である。将来的にISO14001にステップアップ可能なEMSの基本ベースの構築である。ステップ2の段階の審査登録を継続することで将来ISO14001の認証取得につながる。これらステップ別に認証・登録が行われている。

## (2) エコステージ

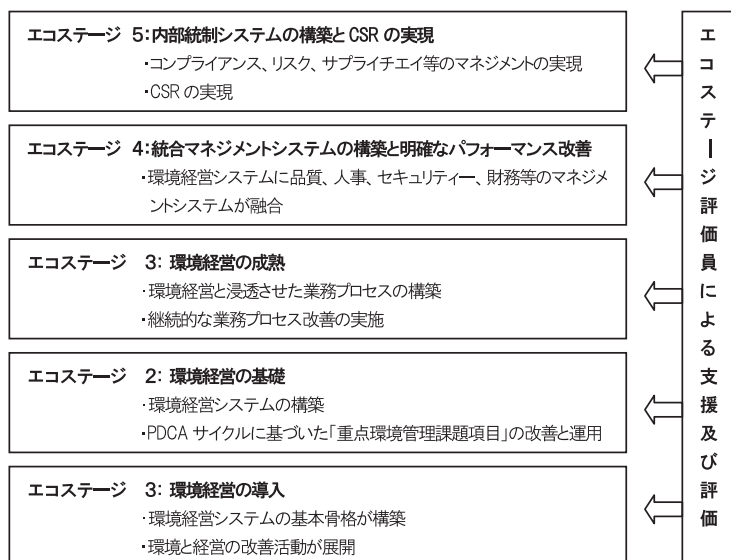
エコステージは有限責任中間法人エコステージ協会<sup>15</sup>が認証を行うEMSの制度である。エコステージ協会は環境経営に対する取り組みを評価してEMS構築を継続的にバックアップするための日本独自の環境規格を策定している法人であり、その規格をエコステージという<sup>16</sup>。

エコステージのねらいは「企業の環境効率（Eco-Efficiency）の向上」と「社会のグリーン化への挑戦」であり、サイト単位の環境対策のみならず企業経営の環境配慮の促進と環境経営の連鎖を促すことであるといわれている<sup>17</sup>。

同協会の組織は、社員総会・会長・理事会・評議会・評価基準委員会および各地区<sup>18</sup>の第三者評価委員会などから成っている。理事会の下部組織である評価基準委員会がエコステージの要求事項（スペック）や審査にあたっての評価基準等エコステージにかかわるツールの立案を行う。また同機関はエコステージの評価員<sup>19</sup>の養成を目的とするエコステージ教育機関の審査登録をも行う。現在のところ教育機関は4法人登録されている<sup>20</sup>。各地区の評価機関（エコステージの主旨に賛同した法人または団体でエコステージ協会の規約に基づき審査・認定を受け、同協会に登録された機関）は所属している評価員によって対象組織の環境マネジメントシステムの構築支援ならびに評価を行う。また第三者評価委員会はエコステージの透明性・適切性を遵守するため各地区の評価機関の行った対象事業者にかかわる審査結果の判定を行う。

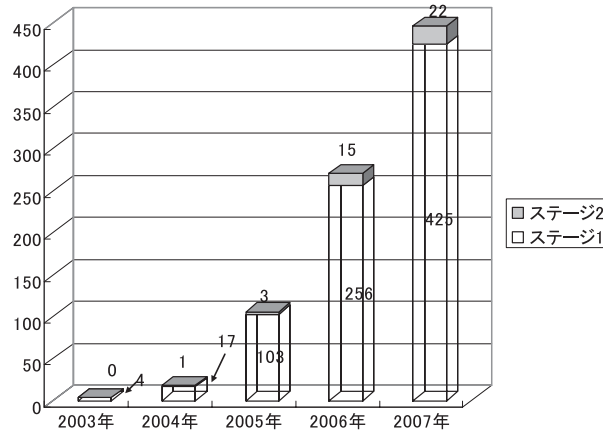
エコステージには図表2に示す5つのレベルが設定されている。そしてそれぞれが各地区の評価機関に属する評価員によって定期評価と支援が行われる。この5つのレベルのうち、第2レベルがISO14001と同等レベルに匹敵し、第3レベル以上はポストISO14001の高度な環境経営の段階である。エコステージ協会として法人化された以降はその認証・登録件数は増加傾向にあり、2007年8月末現在、認証・登録件数は430件（704サイト）となっている。現在のところISO14001の認証取得にコスト面で難しい組織を対象に事業展開をしており、経営レベルの低い組織がチャレンジしている関係で5つのレベルのうちステージ1の取得が全体の92%を占める結果となっている（ステージ2は6%、ステージ3以上は2%、ステージ5は0%）<sup>21</sup>。エコステージについても認証・登録は増加傾向にあり、その趨勢は図表3となる。

図表2 エコステージの5つのステージ



出所：エコステージ協会のホームページより

図表3 エコステージ認証・登録累積件数の推移（2007年8月末現在）



出所：エコステージ協会のデータから筆者作成

※初年度登録年月日の記載のないデータ11件を除外してある

### (3) エコアクション21

現在のエコアクション21の前身は、1996年に環境省が策定した「環境活動評価プログラム」である。環境省は中小事業者等の幅広い事業者に対してEMSの支援を目的に簡易型EMSである「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」を策定し、普及を図ってきた。その後、大手メーカーのISO14001の認証取得の増加あるいは国・地方自治体におけるグリーン購入の進展に伴い、サプライチェーンのグリーン化が進んだこと、あるいは環境報告書（現在では先進企業においてはサステナブル報告書・CSR報告書として発行している。）の発行企業等が増加したことに鑑み、従来のエコアクション21の仕組みの見直しを行った。これによりそのガイドラインを改定し、2004年10月より認証登録制度としてのエコアクション21へと生まれ変わった<sup>22</sup>。

エコアクション21の認証・登録制度は、事業者のEMSが「エコアクション21ガイドライン<sup>23</sup>」に適合しているか否かをエコアクション21審査人が審査し、財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)<sup>24</sup>が認証・登録を行う制度である。2006年の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の導入に伴い「産業廃棄物処理業者向けマニュアル」がまた2007年からは食品関連・建設業・大学等・地方公共団体のマニュアル試行版が発行され<sup>25</sup>、審査・判定基準として適用される（食品以下の試行版については2008年度に内容を確定し、2008年1月1日以降における審査及び判定基準として適用される予定となっている）。

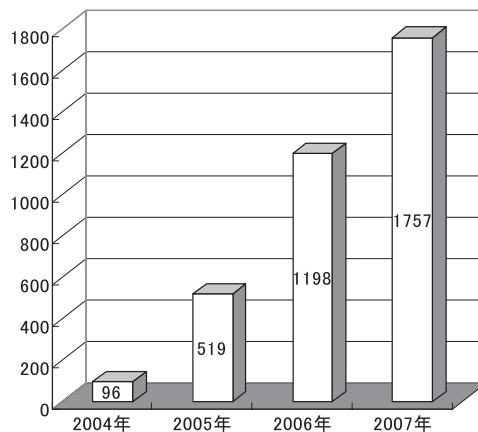
エコアクション21は中小企業を対象としたEMS認証・登録制度であるためEMSもシンプルであり、二酸化炭素、廃棄物および水使用量の必須3項目の削減のための取り組みと環境活動レポートの作成・公表が義務付けられている。いわばEMS、環境パフォーマンス評価と環境報告をひと

つに統合したものと見える。

エコアクション21の認証・登録制度は、中央事務局と中央事務局が認定した全国31都道府県42団体の地域事務局（2007年8月末現在）によって事業が運営されている。また地域事務局の業務範囲は行政区に限定されないため地域事務局が存在しない行政区域における認証業務は中央事務局もしくは隣接行政区の事務局が担当している<sup>26</sup>。既述したように認証・登録に関する審査は個人としてのエコアクション21審査人が行っており、2007年8月末現在676人の審査人が登録されている<sup>27</sup>。認証登録件数は同年同月現在1,756件となっており、業種別では、製造業628件（36%）、廃棄物・リサイクル業358件（20%）、建設・設備業228件（13%）、卸小売業211件（12%）、サービス業159件（9%）、印刷・出版業54件（3%）、自動車整備業48件（3%）、公共機関等19件（1%）およびその他51件（3%）であり、またこれを従業員規模別で見ると10人未満が367件、11～30人が676件、31～100人が542件、101～300人が138件そして300人以上が33件となっており従業員数30人以下の規模の企業が59.3%を占め小規模零細企業の認証取得件数の割合が非常に高くなっている<sup>28</sup>。この要因は既述した産廃業者の優良性評価が大きく影響している。

エコアクション21の認証・登録制度は2004年10月（認証・登録第1号は同年11月10日である。）から始まり2007年度で足掛け4年目を迎え、その登録件数は年々増加の一途をたどっている。図表4はその推移を表したものである（ただし、2004年度は11月から2か月、2007年度は8月末までの8か月のデータである）。

図表4 ECO21認証登録累積件数の推移（2007年8月末現在）



出所：財団法人地球環境戦略研究機構のホームページのデータから筆者作成

## 2. EMS制度の認証登録手順について

ここでKES、エコステージおよびエコアクション21の認証・登録の手順を比較して見る。

(1) KESの認証・登録の手順

KESは既述したように2段階のレベルでの認証・登録が行われる。ステップ1は環境宣言と実行計画の策定作業のレベル、ステップ2はISO14001の認証取得を目標にするレベル（ISO14001審査登録機関の評価ではステップ2のレベルはISO14001の審査登録レベルの90%といわれている<sup>29</sup>。）であり、ステップ1からステップ2へのステップアップは3年をめどに指導されている。またステップ2から開始することもでき、レベルごとの手順が示されている。図表5はKESの認証登録手順を示したものである。

図表5 KESの認証登録手順

| KES環境機構側の手順   |                  | ステップ1の受審側  | ステップ2の受審側  |
|---|------------------|--|--|
| 相談<br>KES構築講座の受講  |                  |  |  |
| コンサルティング申請<br>第1回コンサルティング<br><br>第2回コンサルティング | 1か月目<br><br>2か月目 | 活動組織づくり<br>環境影響項目の抽出<br>環境関連法規の調査<br>環境宣言作成<br>環境改善目標設定<br>環境改善計画作成<br>環境マネジメントマニュアル作成 | 活動組織づくり<br>環境影響評価<br>環境実態把握<br>法的及びその他の要求事項の登録リストの作成<br>著しい環境影響項目及び重要環境活動の設定<br>環境改善目標環境改善計画作成<br>環境宣言の作成<br>環境マネジメントマニュアル作成 |
| 第3回コンサルティング   | 3か月目             | 活動スタート<br>2か月間の活動実績  | 活動スタート<br>教育・訓練や改善活動の実施  |
| 審査登録申請<br>審査登録契約  | 5か月目             | 最高責任者の評価<br>審査登録準備   | 自己評価   |
| 書類審査<br>本審査（実地審査）<br>判定（第2ステップのみ？）  | 6か月目             | 実地審査受審査  | 最高責任者の評価<br>審査登録準備   |
| 登録証交付   | 7か月目             | 取得   | 実地審査受審査<br>取得  |

出所：KES環境機構ホームページのデータから筆者作成

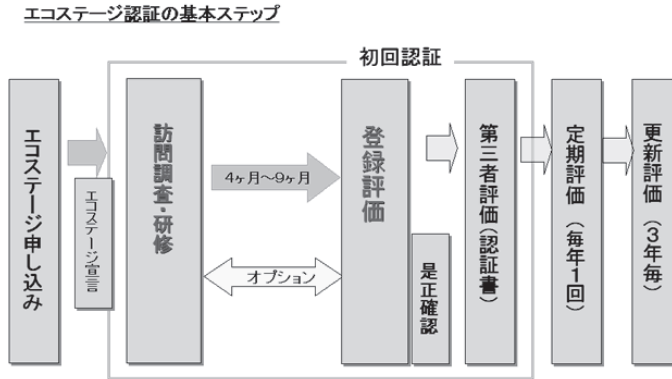
(2) エコステージの認証・登録の手順

エコステージは5つのステージに対する認証登録制度であり、環境マネジメントの4つのサイクル（PDCA）に関する15項目について5段階評価で環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスのそれぞれについて評価し認証登録する<sup>30</sup>。その認証の基本手順は図表6となる。

(3) エコアクション21の認証・登録の手順

エコアクション21は、基本的に二酸化炭素排出量・水使用量・廃棄物排出量の3項目を必修とするEMSの認証・登録制度<sup>31</sup>であり、環境省の作成した「エコアクション21環境経営システム・

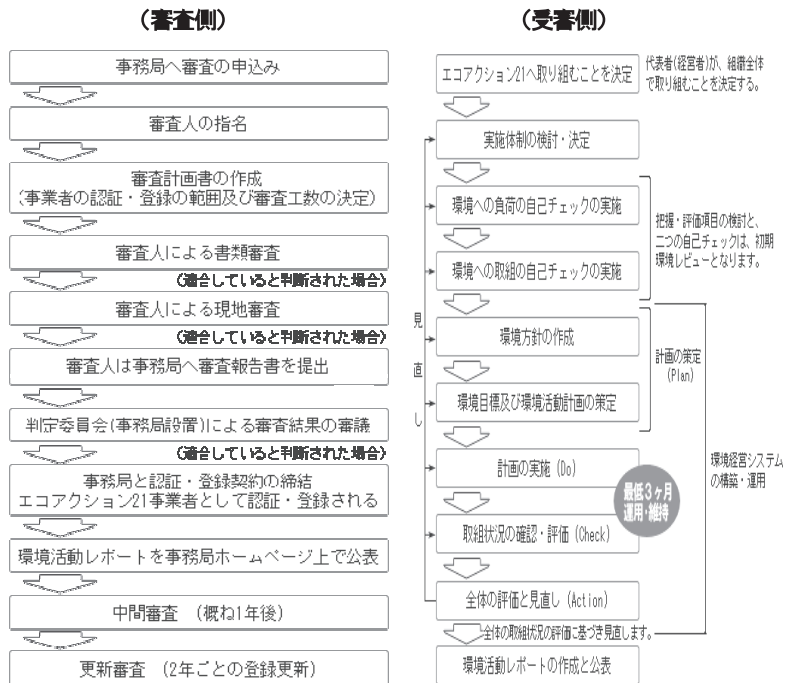
図表6 エコステージの認証・登録手順



出所：エコステージ協会のホームページより

環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づいてエコアクション21の取り組み業者をエコアクション21審査人が審査することによって認証・登録される制度である。また当該事業者の環境レポートを公表が義務とされている<sup>32</sup>。その認証手続きは図表7となる。

図表7 エコアクション21認証登録手順



出所：財団法人地球環境戦略研究機構のホームページより



### 3. 段階的認証・登録について

わが国の簡易型EMS制度の認証・登録においては既述したようにEMSの構築レベルの違いがある。すなわちKESにあつては最終ステップである「ステップ2」がISO14001の90%レベル、エコステージにあつては「エコステージ2」がISO14001レベルそしてエコアクション21では基本的にISO14001に依拠しながらも簡易レベル型のEMSとなっている。エコステージにおける3から5のレベルは環境経営としては高度で中小企業にとってはかなりハードルが高く、大企業においてもステージ5に達しない企業が多々ある。

中小企業にとってEMSの構築は必ずしも容易なものではない。EMSは本来経営管理の一部でありPDCAというマネジメントサイクルの中に環境負荷低減の目標管理のシステムを組み込んだものである。したがっていまだマネジメントシステムが確立されていない中小企業にとって、EMSを導入するためにはマネジメントシステムの確立も同時並行で進めなければならない。したがってEMSの構築と運用に成功した中小企業はマネジメントシステムの確立も同時に行われ業績へ直結し、経営管理そのものに対するメリットも大きい、一方、大多数の中小企業にとってシステム構築の難しさが立ちはだかっている。そのため無理のないシステムの構築から順次レベルアップを図るEMS制度が考案された。

ISO14001相当のEMS構築・運用に対してKESおよびエコステージが2段階のステップバイステップ方式をとるのもその意味では合理性があると考えられる。それに対してエコアクション21はワンステップ方式をとっている。したがってその認証取得の59.3%を占める従業員30人以下の規模の企業にとりワンステップ方式は現実問題として相当無理があるといわざるを得ない。実際、公表されている環境レポートにおける環境負荷低減の目標値の設定についても実績値を踏まえたそれなりに合理性のあるものは少なく、審査段階での指導が介入したパターン化されたものが散見される<sup>33</sup>。

一方、ステップバイステップ方式にも問題点は存在する。第一段階にとどまり次のステップの取得を目指さないため、EMSの本来の姿であるスパイラル構造の目的が達成されないからである。またEMSの構築はマネジメントの一環であること、そして中小企業にとってEMSの構築と運用は、環境への取り組みの推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等、経営的にも効果をあげることを主眼に取り組む姿勢が重要であり、認証取得が目的化した簡易なEMSであつてはならないからである。

### 4. 審査人の資格制度について

審査の良し悪しを決定付けるファクターとして重要なのは審査人<sup>34</sup>の資格要件である。以下では審査人の資格要件についてそれぞれの制度を比較してみる。

KESにおける審査人の資格は、社団法人日本適合性認定協会に登録されたISO14001審査員補以上の有資格者で、KESにおける一定の研修を受けた会員であること、あるいは会員団体が推奨する者であることが規定されており、KES環境機構が認定・登録した者となっている。具体的には以下の資格要件が設けられている<sup>35</sup>。

- 1) ㈸日本適合性認定協会に認定された審査員評価登録機関又はこれと同等の機関に登録された「環境マネジメントシステム審査員補」以上の有資格者。
- 2) 環境マネジメントシステム関連の実務又は管理業務に3年以上の経験のある者。
- 3) 受審企業・団体と適切なコミュニケーションを図ることができ、適切な審査及び指導・助言を行うことができる者。

また審査人としての資格を維持するための条件として、KES環境機構が定期的で開催する「審査員研修会」に3分の1以上の出席と常に審査・コンサルタントの技能の習得や向上に努めることが要求され、継続的な能力の開発と維持が要件となっている。また審査についてはバランスを保持するために複数の審査人で行うことが原則となっている<sup>36</sup>。

エコステージの審査はエコステージ協会に認証登録されたエコステージ評価機関が行うことになっており、実際にはこの評価機関に属する評価員（エコステージでの審査人の呼称）によって行われる。したがってエコステージにおいては評価機関という組織審査の形態をとっている。かかる機関において審査を担当する評価員は、経営コンサルタント・ISO審査員・大学研究員・環境カウンセラーの資格をもち<sup>37</sup>、エコステージ評価員養成研修を経た<sup>38</sup>上で審査への参画ができることになっている。

エコアクション21の審査人の資格は、以下の1) および2) のいずれの要件も満たした者で、審査人試験（第一次から第三次までの試験<sup>39</sup>）に合格し、所定の講習を修了することで付与される。以下は受験要件である。

- 1) 環境カウンセラー（事業者部門）であること。または技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、化学、建設及び総合技術管理部門のいずれか）、公害防止主任管理者（公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有する者を含む）、公害防止管理者大気三種及び水質三種、環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取り組み、計画づくり等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。
- 2) 環境マネジメントシステム審査員（審査員補は除く）であること。または、地域版EMSの主任審査員、環境プランナーERのいずれかの資格を有すること。または企業等の環境管理に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメ

ントシステム)の構築、運用等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。またエコアクション21の審査人の資格の有効期限は3年間で、その間に2回以上の審査の実施と所定の講習を修了することを要件に3年ごとに審査人資格が更新される。

以上のように審査人の資格については、いずれの制度においても一定の要件が課されており、少なくともISO14001の審査員補以上の能力が要求されている。また審査人の能力維持に必要な研修制度ないしは教育制度についても組み込まれており、形式的には制度の整備が行われている。

## 5. コンサルティングと審査との独立について

簡易型EMS制度は中小企業者に人的・コスト的に負担をかけないよう配慮されているため、事前にシステム構築・運用に関わる助言・支援(コンサルティング)が審査人によって行われるところに特徴がある。いわばコンサルティングと審査が一体化された制度といえる。したがってその場合、公正不偏の審査を実施するためには、審査の独立性をどのように維持するかが問題となる。

KESでは審査の公正さを維持するため、同一受審先に対してはコンサルタントと審査人は別人とし、複数体制で審査を行うことが原則となっている<sup>40</sup>。同様、エコアクション21も受審前に審査人によるコンサルティング(指導・助言)を受けることを可能としているが、コンサルティングを実施した審査人は当該事業者の審査はできないことが定められている<sup>41</sup>。これに対してエコステージは評価機関に所属する評価員がコンサルティングと審査を行い、同一の評価員がコンサルティングと審査(評価)を行える点では他の制度とは異なる<sup>42</sup>。これを補うため学識経験者あるいはNPOから構成される第三者評価委員会による認定制度を設けている。

またエコアクション21は「審査機関」でなく「独立した個人」によって審査が行われるところに特徴がある<sup>43</sup>。そのため審査人は認証・登録を地域事務所の判定委員会に推薦し、この判定結果をもとに中央事務所の判定委員会が最終的に認証・登録の判定を行うことでより独立性の維持を図ろうとしている。

## おわりに

ISO14001に対するEMS構築・運用の重さあるいは高コストに対抗するかのようにより中小企業向けEMS制度が誕生した。その認証・登録件数はサプライチェーンのグリーン化、国・自治体のグリーン調達に伴い、加速的に増加傾向にある。その制度は既述のごとく形式的には整備されつつあるが、以下のような批判も存在する。

第一はISO14001のEMSは各々の要求事項が脈絡ある規格であり、この一部を除外した簡易型のEMS制度は要求事項の脈絡を失った単なるルールブックになってしまう。またISO14001は国

際規格であり簡易型EMSは日本の組織のみ適用されるもので、日本のみがそれを容認することは国際的には認められるものではない。したがって簡易版やレベルダウンした基準には賛同できないという<sup>44</sup>。

しかし簡易型EMSは中小企業がEMSに取り組むための第一ステップであり、ステークホルダーに対するミスリードを招かないよう完全なEMS版でないことの明記がなされれば、費用対効果を考慮に入れたそれなりの活用はあると考えられる。したがって更新時にスパイラルなEMS構築・運用に向けた制度へと改善することでISO14001と同等レベルに引き上げることも可能であろう。簡易型EMSは世界的にも各国でそれぞれの制度が展開されており今後はISO14005の制定を踏まえ、更なる制度の見直しを図ることで対応可能となる。

第二は審査人の資格要件にかかわる批判である。すなわち現状の簡易版EMSには審査人の研修・教育制度という肝心要の仕組みについて日本適合性認定協会（JAB）に依存しており、JABのフォーマルトレーニングコースの修了者である審査員補あるいは審査員の活用を前提にしたフリーライディング問題が存在する。JABの高コスト体質を否定しながらそれに依存するのは自己否定につながるので、自らのスキームの中で教育体制を整備するべきだという<sup>45</sup>。

審査人の資格・能力はEMS制度が有効に機能する否かにとって要である。既述したように簡易版EMSは審査人の研修・教育制度のすべてをフリーライディングしているとはいえない。それなりの研修・教育制度をもっており、むしろ問題はISO14001の審査員について問題となってきた審査員の能力にかかわる同じ問題を、簡易版EMSの研修・教育制度の中でどのようなスキームとして制度化していくかである。すなわち審査員によって審査の指摘事項にばらつきがあるという「個人差問題」、審査対象事業が広範なためその業界についての専門知識の欠如という「専門知識問題」、理解できないスペックの解釈をするという「基準理解度問題」やスペック以外の勝手な別の基準を要求するという「先入観持込問題」が存在するといわれている<sup>46</sup>。これらの問題の根本は審査員の教育制度にあり、審査員養成に費やされる時間内<sup>47</sup>のカリキュラムで審査員としての能力の必要条件を満たすことは至難であるといわれている<sup>48</sup>。今のところ必要条件を満たすカリキュラムについての明確な基準は存在しないが、大学の環境経営コースの一例を挙げるとすれば、EMS構築能力と内部環境監査能力に120時間の座学と3回以上12日以上内部環境監査の実践、EMS構築コンサルティングツールの習得に40時間、インターンシップに10日間そして学外組織のEMS構築実習に6か月が設定されているという<sup>49</sup>。学生と実務経験をもつ社会人との違いはあるにせよ現況の簡易型EMS制度における研修・教育制度は資格・能力を満たすに足るだけの実質的制度としてはなお隔たりがあるといえる。

本稿では主としてわが国の簡易型EMS制度についてその審査制度を中心にその制度の比較・検討し、その課題の提示を試みた。簡易型EMS制度はEMSのみならず環境パフォーマンスと環境

コミュニケーションも重視されているところに特徴がある（エコアクション21はこれらの統合型である）。したがって環境パフォーマンスと環境コミュニケーションに関する課題の検討についても地球温暖化問題に関わり重要な事項となるが、これらについては別途試みることにする。

## 注

- <sup>1</sup> アイソムズ編集室「国内で展開する中小企業向け簡易版EMSの概要と現状、EMS普及への貢献度を探る」『アイソムズ』(株)グローバルテクノ、2006年2月、30ページ。
- <sup>2</sup> 山本芳華「国内における中小企業向けEMS諸制度の状況と今後」『資源環境対策』Vol.42 (株)環境コミュニケーションズ、2006年9月、27ページ。
- <sup>3</sup> アイソ・ワールド株式会社によれば2007年1月末の日本の認証取得件数は21,779件であり、依然トップの座を閉めている。なお世界的には同年同月で129,031件の認証取得数があり、日本は世界全体の16.9%を占めている。また中国の認証取得数はここ近年飛躍的で現在世界2位(18,979件：2007年1月末)となっている。アイソ・ワールドのURLは<http://www.ecology.or.jp/isoworld/>である。
- <sup>4</sup> EU域内においてもISO14001やEMASを直接導入することは中小企業にとって難しいといわれている。山本芳華、前掲稿、26ページ。
- <sup>5</sup> BS8555：2003は完全なEMSを構築するためにEMSを6つの段階的实施過程に分けて行うものである。その実施段階は、第1段階：コミットメントとベースラインの設定、第2段階：法的かつその他要求事項の遵守を識別し確実にすること、第3段階：目的、達成目標と計画を展開する、第4段階：EMSの実施と運用、第5段階：チェック(監査及びレビュー)そして第6段階：EMSの認証となっている。BS8555の利点としてフレームワークが明確であり専門家がいなくても完全なEMSを実施し展開できることがあげられている。英国規格協会(BSI)のホームページより。URLは<http://www.bsi-uk.com/>である。
- <sup>6</sup> ISO14005は、ISO14001によるEMSの構築を5段階に分けステップバイステップでEMSを構築していくガイドラインである。ステップごとの承認が行われる見込みの仕組みで、5段階すべてが承認された後、認証されることになる。
- <sup>7</sup> EU域内での中小企業向けEMS制度としては、英国のBS8555(エーコン・メソッド)、ノルウェイ政府の支援するエコライトハウス、デンマーク発祥のエコマッピングおよびエコスキャンがあり、ISO14001とEMASを補完あるいは代替するEMSとなっている。山本芳華、前掲稿、25ページ。
- <sup>8</sup> 交通エコロジー・モビリティ財団(前回は平成6年に設立された交通バリアフリー推進事業を行う交通アメニティ推進機構である。平成9年に新たに環境対策事業を加え、現名称に変更、グリーン経営推進マニュアルに基づき一定のレベル以上の取り組みを行っている運送事業者(トラック運送事業者、タクシー事業者、バス事業者、旅客船事業者、内航海運事業者、港湾運送事業者および倉庫業者)に対して、審査の上認証・登録を行うというグリーン経営認証制度(国土交通省、(株)全日本トラック協会等の協力及び日本財団からの助成金を受けて創設)を発足させ、財団はその認証機関となっている。2007年9月20日現在2,317件(事業所数にして4,144)の認証・登録されている。このデータは同財団のホームページに掲載されている。URLは<http://www.ecomo.or.jp/>である。
- <sup>9</sup> 京のアジェンダ21フォーラムは、1997年12月に開催された京都会議(COP3)における京都議定書の採択の流れを受け、市民・学識者・事業者・行政等によるパートナーシップ組織であり、京都で持続可能な地域社会を形成することを目的としている。そのホームページのURLは<http://ma21f.web.infoseek.co.jp/>である。
- <sup>10</sup> 中小企業に対する定義は法律により異なるが中小企業基本法によれば、卸業にあっては資本金1億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、サービス業にあっては資本金5千万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、小売業にあっては資本金5千万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人、そして製造業・建設業・運輸業及び卸売業・サービス業・小売業を除くその他業種にあっては資本金3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人となっている。この定義からすれば企業のほとんどは中小企業である。
- <sup>11</sup> 特定非営利活動法人KES環境機構のURLは<http://www.keskyoto.org/>である。
- <sup>12</sup> 特定非営利活動法人KES環境機構のホームページより。
- <sup>13</sup> 現在(2007年8月末)KES協働機関として、おおつ環境フォーラム(OES)(大津市)、NPO法人地域活性化LA21(TEMS)(宝塚)、こうべ環境フォーラム(KEMS)(神戸市)、みえ環境県民運動協会(M-EMS)(三重県)、エコサポート(TGAL)

- (鹿児島)、青森環境マネジメントフォーラム(AES)(青森県)、いわて環境マネジメントフォーラム(ies)(岩手県)、みちのく環境管理認証機構(仙台)、日立グループ(HI-KES)、環境ソフトウェア研究所(ESL)(東京)、NPO法人ヨコハマみらい環境協議会(Y-ES)(横浜)の11機関がある。
- <sup>14</sup> KESのホームページからステップ1およびステップ2の登録検索を行い作成した。同ホームページには2007年8月末で合計1,714件の登録となっているが検索データの件数とは異なっている。
- <sup>15</sup> エコステージ協会は1998年名古屋に発足した「環境マネジメント研究会」がその母体である。2001年4月には名称を「エコステージ研究会」(代表者は佐野充名古屋大学教授)に変更、その後2003年1月には「東京エコステージ研究会」が、同年3月には「関西エコステージ研究会」が発足した。そして同年4月に個別組織を全国組織に一本化し、組織強化のため同年11月13日付けで「有限責任中間法人エコステージ協会」を設立している(現在全国事務局は東京都内にある)。内野栄作「エコステージの概要と最近の動向および今後の展開」『資源環境対策』Vol.42(㈱環境コミュニケーションズ、2006年9月、48ページ)。
- <sup>16</sup> 上掲稿、47ページ。
- <sup>17</sup> 吉澤正監修『エコステージ 環境経営評価・支援システム』日科技連、2004年6月、7~8ページ。
- <sup>18</sup> 2007年8月末現在、東海事務局(名古屋市)、関西事務局(大阪市)、東京事務局(東京都港区)、埼玉事務局(さいたま市)の4つの地区事務局があり、全部で35の評価機関が存在する(その内訳は東海事務局が7、関西が4、東京が21、埼玉が3である)。
- <sup>19</sup> 評価員の数は2006年には330名となっている。内野栄作、前掲稿、49ページ。
- <sup>20</sup> 教育機関になることができるのは法人で2007年8月末現在、富士ゼロックス総合教育研究所、有限会社フィランソロピー研究所、MSTEC株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの4法人である。
- <sup>21</sup> 津村昭夫「KES環境マネジメントシステムの概要と今後の展開」『資源環境対策』Vol.42(㈱環境コミュニケーションズ、2006年9月、50ページ)。
- <sup>22</sup> 環境省ホームページより。URLは<http://www.env.go.jp/>である。
- <sup>23</sup> 現在2007年版が最新版となっている。財団法人地球環境戦略研究機関・エコアクション21中央事務局編『エコアクション21ハンドブック2007年度版』(㈱環境コミュニケーションズ、2007年8月)。
- <sup>24</sup> 地球環境戦略研究機関(IGES: Institute for Global Environmental Strategies)は、1998年3月に日本政府のイニシアティブによって設立された財団法人であり、アジア太平洋地域における持続可能な開発を目指した国際的研究機関である。本部は神奈川県葉山町にあり、2007年現在、研究員44名(非常勤4名を含む)を擁する組織である。そのURLは<http://www.iges.or.jp/>である。
- <sup>25</sup> 『エコアクション21 2004年版—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—産業廃棄物処理業者向けマニュアル』(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)、『エコアクション21 2004年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—食品関連事業者向けマニュアル(試行版)』(農林水産省食料局環境対策室食品循環資源形成推進事業認証制度構築事業総合検討会)平成19年3月、『エコアクション21 2004年版—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—建設業者向けマニュアル(試行版)』(財団法人地球環境戦略研究機関持続センターエコアクション21中央事務局)2007年8月、『エコアクション21 2004年版—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—大学等(教育・研究機関)向けマニュアル(試行版)』(財団法人地球環境戦略研究機関持続センターエコアクション21中央事務局)2007年8月、『エコアクション21 2004年版—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—地方公共団体向けマニュアル(試行版)』(財団法人地球環境戦略研究機関持続センターエコアクション21中央事務局)2007年8月である。これらは財団法人地球環境戦略研究機関のホームページよりPDF版でダウンロードできる。
- <sup>26</sup> 竹内恒夫「エコアクション21の特徴および現状と展望」『資源環境対策』Vol.42(㈱環境コミュニケーションズ、2006年9月、38ページ)。
- <sup>27</sup> 財団法人地球環境戦略研究機関のホームページから審査人のデータを検索できる。
- <sup>28</sup> 財団法人地球環境戦略研究機関のホームページよりの検索データから集計した。
- <sup>29</sup> 津村昭夫、前掲稿、43ページ。
- <sup>30</sup> 吉澤正監修『エコステージ 環境経営評価・支援システム』日科技連、2004年6月、15ページ。
- <sup>31</sup> 必修の取り組み項目は3項目であるが、その審査にあたり「環境への取組の自己チェックリスト」に基づき、事業活動に関するインプットおよびアウトプット、そして環境経営に関わる項目についての環境負荷状況がチェックされる。
- <sup>32</sup> 財団法人地球環境戦略研究機関・エコアクション21中央事務局編『エコアクション21ハンドブック2007年版』(㈱環境コミュニケーションズ、2007年8月、125ページ)。

- <sup>33</sup> 財団法人地球環境戦略研究機構のホームページに認証取得事業所の環境レポートが公表されている。
- <sup>34</sup> EMS制度によって審査人の名称は異なる。KESは審査員、エコステージは評価員、エコアクション21は審査人、ISO14001は審査員という。本稿ではこれらの総称として審査人を用いる。
- <sup>35</sup> KES環境機構のホームページより。
- <sup>36</sup> 津村昭夫、前掲稿、43ページ。
- <sup>37</sup> 吉澤正監修、前掲書、7ページ。
- <sup>38</sup> エコステージ協会が認定したエコステージ教育機関(現在4法人)が実施する研修で1日から2日コースで行われ、この研修を受講し修了試験に合格した者が評価員の登録ができる。
- <sup>39</sup> 一次試験は申請書及び指定のテーマによる論文、二次試験は筆記試験、三次試験は面接試験となっている。
- <sup>40</sup> 竹内恒夫、前掲稿、43ページ。
- <sup>41</sup> 「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル(Ver.1.3)」第1章5. 1)①に「審査人が、審査受審事業者の環境への取り組み及び環境経営システムの構築・運用について、過去3年以内に、指導・助言等のコンサルティングを行ったことがある場合」には該当する事業者の審査を行ってはならないことが掲載されている。本文は「審査人倫理規程3-2」の規定の再掲である。
- <sup>42</sup> 吉澤正監修、前掲書、7ページ。
- <sup>43</sup> アイソムズ編集室「国内で展開する中小企業向け簡易版EMSの概要と現状、EMS普及への貢献度を探る」『アイソムズ』(株)グローバルテクノ、2006年2月号、33ページ。
- <sup>44</sup> 黒澤正一編『環境ISO有効利用のエッセンス』晃洋書房、2005年3月、31ページ。
- <sup>45</sup> 上掲書、31～32ページ。
- <sup>46</sup> 上掲書、27ページ。
- <sup>47</sup> ISO14001ではフォーマルトレーニングに40時間以上のカリキュラムが要求される。上掲書、27ページ。
- <sup>48</sup> 上掲書、27ページ。
- <sup>49</sup> 京都精華大学環境経営コースの例である。上掲書、27～28ページ。